# 浜松市土木工事等積算基準決定要領

第１　趣旨

この要領は、浜松市が発注する土木工事、土木工事関連業務委託等（以下「浜松市土木工事等」という。）の価格の積算に使用する積算基準の決定方法について定める。

第２　適用範囲

この要領は、浜松市土木工事等の予定価格を算出する場合に適用する。

第３　積算基準の決定

積算基準は、原則として次の順序で決定することとし、最新の基準を使用すること。

（１）静岡県が定める標準積算基準（以下「県標準積算基準」という。）

（２）国の標準積算基準及び暫定積算基準

（３）見積積算基準

第４　県標準積算基準

県標準積算基準とは、建設工事、業務委託等の積算基準で、静岡県が定めたものをいう。

第５　国の標準積算基準及び暫定積算基準

国の標準積算基準とは、各関係省庁が定めた標準積算基準等をいう。

２　暫定積算基準とは、国土交通省において適用期間を限定するなど暫定的に定められた積算基準をいう。

３　各日本高速道路株式会社（旧ＪH)、各日本旅客鉄道株式会社（ＪＲ）等の民間会社や社団法人等の積算基準は使用しない。ただし、一般社団法人日本建設機械施工協会が発行している「橋梁架設工事の積算」及び「大口径岩盤削孔工法の積算」は、積算基準として適用することができる。

第６　見積積算基準

第４及び第５に定める積算基準が適用できない場合は、「浜松市土木工事等積算基準決定のための見積徴収に関する取扱い」により積算基準を決定することができる。

附　則

この要領は平成２２年４月１日から施行する。

附　則

この要領は平成２３年１２月７日から施行する。

附　則

この要領は平成２７年４月１日から施行する。

附　則

この要領は令和８年１０月１日から施行する。

# 浜松市土木工事等積算基準決定のための見積徴収に関する取扱い

第１　趣旨

この取扱いは、浜松市土木工事等積算基準決定要領（以下「基準要領」という。）第６に基づき必要な細目について定める。

第２　適用範囲

この取扱いは、浜松市が発注する土木工事、土木工事関連業務委託等の予定価格を算出するにあたり、積算基準を決定するために行う見積徴収に適用する。

なお、ここでいう見積は地方自治法及び財務規則上の見積とは異なるため留意すること。

第３　見積徴収対象者の選定

見積徴収対象者の選定は、次のとおり行うものとする。

（１）原則として５者以上を選定する。

（２）見積徴収対象者は、当該工事及び業務委託が可能な者とし、浜松市の入札参加資格を有する者を優先する。

第４　見積依頼等

見積依頼等は、次のとおり行うものとする。

（１）見積依頼は、所属長名で文書により行う。なお、この依頼は、電子メールによることができるものとする。

（２）見積依頼文には、「この見積徴収は、見積提出者からの資材調達や入札参加者を決めるものではありません。また、採用する積算基準につきましては、入札公告時において原則公表となります。ただし、会社名は非公表とします。」と明記する。

（３）見積に係る費用は，すべて見積提出者の負担とする。

（４）見積書の提出は、電子メールによることができるものとする。

（５）見積内容は、部外者に漏洩なきよう取扱いに注意すること。

第５　見積条件

見積依頼には、各者が同一の条件で見積書が提出されるよう次の事項を見積条件として明示すること。また、必要に応じて、工事及び業務委託の内容、精度等が十分把握できる仕様書、図面等を添付する。

（１）工事及び業務委託の目的

（２）作業予定位置

（３）作業条件

（４）作業項目、作業内容及び作業数量

（５）作業に関する貸与資料

（６）工事費及び業務委託費の構成と見積積算基準の徴収範囲
（７）技術者区分の定義
（８）予定実施期間
２　見積積算基準は、作業項目ごとに必要な人員、建設資材、機械経費、作業日当り標準作業量等を明記するよう依頼する。なお人員は、公共工事設計労務又は業務委託等技術者の職種区分を用いたものとする。
３　見積有効期限等の条件を明記するように依頼する。

第６　見積書の審査

提出された見積書が、依頼した見積条件に適合しているかを、ヒアリングなどで審査する。
２　見積積算基準の妥当性の検証を行い、異常が見られる項目がある場合は、理由を確認し、必要に応じて見積りの再徴収を行うなどの措置を講じること。

第７　採用積算基準の決定

徴収した各者の見積積算基準は、浜松市が採用する公共工事設計労務等により計算した価格（以下「見積価格」という。）を基に、次の条件で採用積算基準の決定を行う。なお、見積書の審査において不適格となった見積書については、あらかじめ排除する。
（１）見積価格の分布状況から異常値を排除する。なお、「異常値」とは、見積りの平均価格に対して差異 30%以上の基準をいう。ただし、極端な異常値により平均価格に影響を与える場合は、この極端な異常値をあらかじめ除き平均価格を算出することができる。
（２）異常値を排除した平均価格の直近下位の見積積算基準を採用する。
（３）採用した見積積算基準（歩掛）については、入札公告時に公表する。ただし、会社名は非公表とする。

附　則

この細則は平成２２年４月１日から施行する。

附　則

この細則は平成２２年９月１日から施行する。

附　則

この細則は平成２３年１２月７日から施行する。

附　則

この細則は平成２７年４月１日から施行する。

附　則

この細則は平成３０年１０月１日から施行する。

附　則

この細則は令和８年１０月１日から施行する。

（参考）見積依頼記載例

令和〇年〇月〇日

（依頼先業者名）様

浜松市　〇〇部　〇〇課長
〇〇　〇〇

# 〇〇（工事・業務委託）の参考積算基準の見積について（依頼）

このことについて、予定価格算出の参考としたいので、下記により見積書等の提出を依頼します。なお、この見積徴収は、見積提出者からの資材調達や入札参加者を決めるものではありません。また、採用する積算基準につきましては、入札公告時において原則公表となります。ただし、会社名は非公表とします。

記

1　見積項目　（対象工事・業務委託）

2（工事・業務委託）箇所　　浜松市〇〇区〇〇地内

3（工事・業務委託）期間　　令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日（予定）

4　見積条件　　別紙1「見積条件」のとおり。

5　提出様式　　別紙2を参考に各社の様式により提出してください。

6　提出先　　〒〇〇〇－〇〇〇〇　浜松市〇〇区〇〇町
浜松市〇〇部〇〇課　　担当 〇〇グループ　〇〇
※見積書の宛名は「浜松市長」としてください。

7　提出期限　　令和〇年〇月〇日（〇）

8　その他　　提出価格は、予定価格の算出に用いるものになります。
見積条件等に関する質問は、問合せ先までご連絡ください。

問合せ先
担当　　浜松市〇〇部〇〇課　〇〇グループ　〇〇
メール　　〇〇〇〇@city.hamamatsu.shizuoka.jp
電話番号（〇〇）〇〇－〇〇

別紙１

# 見　積　条　件

本依頼は、予定価格の算出に用いる必要な積算基準を決定するための調査であることを御承知願います。

１　（工事・業務委託）の目的

２　作業予定位置

３　作業条件

４　作業項目、作業内容及び数量

５　作業に関する貸与資料

６　（工事・業務委託）費の構成と見積徴収範囲

７　技術者の職種と定義は、（公共工事設計労務単価・設計業務等技術者単価）における職種区分によるものとする。

８　予定実施期間

９　留意事項

（１）この見積に要する費用は、すべて見積提出者の負担とします。
（２）文書もしくはメールにより提出してください。
（３）見積内容は、部外者に漏洩なきよう取扱いに注意してください。
（４）設計数量等の詳細については、別添図面を参照してください
（５）見積有効期限等の条件を明示してください。

別紙２

見積書記載例

次の様式に従って作業項目ごとに述べ人数(小数点以下第 1 位まで)を記入するものとする。

なお、作業内容から必要と判断される場合は、他の職種等を追加するものとする。

【工事記載例】

■○○○○工　　(100m2 当り)

| 労務費 | 規格 | 単位 | 数量 | 単価 | 価格 | 適用 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 土木一般世話役 | ― | 人 | | 円 | 円 | |
| 特殊作業員 | ― | 人 | | 円 | 円 | |
| 普通作業員 | ― | 人 | | 円 | 円 | |
| ・・・ | | | | | | |
| ・・・ | | | | | | |

※作業日当り標準作業量：○○[m2/日]

※作業日当り標準作業量は、土木工事標準積算基準書に記載されている類似工種日当り作業量を参照し、見積内容に合わせて記載すること。

【業務委託記載例】

| 作業項目 | 職種 | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 主任技術者 | 理事･技師長 | 主任技師 | 技師(A) | 技師(B) | 技師(C) | 技術員 |
| 作業項目A | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 |
| 作業項目B | | | | | | | |
| 合計 | | | | | | | |

（参考）入札公告時公表資料

【工事記載例】

積算基準（歩掛）の「見積参考資料」

・この「見積参考資料」は、入札参加社の適正かつ迅速な見積りに資するための資料であり、契約約款第１条にいう設計図書ではありません。
・この「見積参考資料」の有効期限は、本設計工事入札までとします。

建設工事名　：令和〇〇年度　〇〇事業　〇〇工事
建設工事箇所：浜松市　〇〇区　〇〇町地内

本建設工事の工事価格の積算に使用した積算基準（歩掛）は以下のとおりです。

〇〇工（単位：人）　（〇〇当り）

| 名称 | 規格 | 単位 | 数量 | 適用 |
|---|---|---|---|---|
| 世話役 | | 人 | 3.0 | |
| 特殊作業員 | | 人 | 2.0 | |
| 普通作業員 | | 人 | 1.0 | |
| ・・・ | | | | |
| △△運転 | △△型〇〇㎥ | 日 | 1.0 | |
| 〇〇賃料 | 〇〇型△△吊り | 日 | 1.0 | |
| 諸雑費率 | | % | 5.0 | |

【業務委託記載例】

積算基準（歩掛）の「見積参考資料」

・この「見積参考資料」は、入札参加社の適正かつ迅速な見積りに資するための資料であり、契約約款第１条にいう設計図書ではありません。
・この「見積参考資料」の有効期限は、本業務委託の入札日までとします。

委 託 名：令和〇〇年度　〇〇事業　〇〇業務委託
委託箇所：浜松市　〇〇区　〇〇町地内

本業務委託の業務価格の積算に使用した積算基準（歩掛）は以下のとおりです。

直接人件費（単位：人）　（〇〇当り）

| 作業区分 | 主任技術者 | 技師長 | 主任技師 | 技師（A） | 技師（B） | 技師（C） | 技術員 | 適用 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 作業項目A | 0.1 | 0.2 | 0.3 | 0.4 | 0.5 | 0.6 | 0.7 | |
| 作業項目B | | 1.0 | 0.9 | 0.8 | 0.7 | 0.5 | 0.4 | |
| ・・・ | | | | | | | | |
| ・・・ | | | | | | | | |